平成２２年（フ）第８７８号
さいたま市中央区新中里４丁目２番５号　メゾン吉田201号
債務者　森　　友美（旧姓橋本）
1　決定年月日時　平成22年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第９３０号
さいたま市中央区新都心４番地13　Ａｐｉａｓ新都心503
債務者　濱野　典子
1　決定年月日時　平成22年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第９３３号
埼玉県川口市大字安行北谷661番地の24
債務者　石井　美紀
1　決定年月日時　平成22年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第９５４号
さいたま市岩槻区城南５丁目３番49－８号
債務者　小宮久美代
1　決定年月日時　平成22年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第６４号
千葉県君津市北久保１丁目３番６号302
債務者　北見　彰三
1　決定年月日時　平成22年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２２年（フ）第９０号
千葉県木更津市文京３丁目３番７号　ウエストリバービレッジＡ―202
債務者　安川　祐司
1　決定年月日時　平成22年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２２年（フ）第１０２号
新潟県魚沼市下倉543番地１
債務者　鈴木　聖夫
1　決定年月日時　平成22年７月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２２年（フ）第１２９号
新潟県十日町市卯1125番地４
債務者　太田　直美
1　決定年月日時　平成22年７月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２２年（フ）第１３３号
新潟県柏崎市比角２丁目９番９―102号　パークサイド比角Ａ
債務者　剱持　隆子
1　決定年月日時　平成22年７月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２２年（フ）第１３６号
新潟県長岡市山田３丁目４番15号
債務者　中山　豊和
1　決定年月日時　平成22年７月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２２年（フ）第１３７号
新潟県長岡市山田３丁目４番15号
債務者　中山　良子
1　決定年月日時　平成22年７月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２２年（フ）第１８９２号
名古屋市守山区小幡太田１番８号　アーバンラフレ小幡７号棟203号
債務者　大澤　里久
1　決定年月日時　平成22年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第４５０号
愛知県岡崎市洞町字鷹野14番地47
債務者　舟橋　裕之
1　決定年月日時　平成22年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第３５号
滋賀県長浜市新旭町105番地、前住所滋賀県長浜市桜町143番地14
債務者　和泉　眞三
1　決定年月日時　平成22年７月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで
大津地方裁判所長浜支部破産係

平成２２年（フ）第３８号
滋賀県米原市高溝240番地18
債務者　萩原不二男
1　決定年月日時　平成22年７月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで
大津地方裁判所長浜支部破産係

平成２２年（フ）第３９号
滋賀県米原市高溝240番地18
債務者　萩原　千津
1　決定年月日時　平成22年７月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで
大津地方裁判所長浜支部破産係

平成２２年（フ）第２１６号
岡山県倉敷市南町３番20号
債務者　速水　純二
1　決定年月日時　平成22年７月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係